

## 答申第 506 号

### 第 1 審議会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる保有個人情報を開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

1 平成28年 2月16日、異議申立人は、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、「平成27年 5月22日開催の第 202回名古屋市個人情報保護審議会において、請求人が出席した意見陳述時の議事録」に関する個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

なお、請求内容は、当初音声データを求めるものであったが、最終的に紙の議事録を求めるものとなった。

2 同年 2月29日、実施機関は、本件開示請求に対して、第 202回 名古屋市個人情報保護審議会議事録（請求に係るもの）（以下「本件議事録」という。）を特定して開示決定（以下「本件処分」という。）し、その旨を異議申立人に通知した。

3 同年 4月 20日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

処分を取り消し、請求内容を満たす行政文書を全て特定して、開示を求める。

#### 2 異議申立ての理由

(1) 要約された議事録が開示されたが、議事録を読み返したところ、当方の意見陳述であるにも拘わらず、異議申立人の申し述べた意見が適正に記載されず、会長の述べた言葉の趣旨も適切に記されていない議事録であった。

(2) 当時の実施機関の職員の不正を、組織ぐるみで隠ぺいしようとしている

のではないか。

(3) 議事録は要約でいいと規定されているとはいえ、異議申立人の意見陳述が適切に記載されていなければ、議事録とはいえないため、異議申立人の意見陳述等が適正に記載されている議事録の開示を求めるものである。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

名古屋市個人情報保護審議会運営規程（以下「規程」という。）は、名古屋市個人情報保護審議会議事録として審議の概要を要点筆記すると定めている。本件議事録も、審議内容の要点を筆記したものであり、議事録といえる。また、他に審議の概要を要点筆記したものはなく、請求に対応した個人情報を特定している。

#### 第 5 審議会の判断

##### 1 争点

本件議事録が、本件開示請求の対象となる行政文書として妥当か否か、また、本件議事録以外に本件開示請求の対象となる行政文書が存在するか否かが争点となっている。

##### 2 条例の趣旨等

条例の目的は、第 1条に規定しているように市民の基本的人権の保護及び市政の適正かつ円滑な運営の確保に寄与しようとするものである。そして、このような目的を達成するためには、市が保有する自己の個人情報は、開示が原則とされている。

しかし、開示請求の対象となる個人情報の中には、法令又は条例の規定で本人に開示をすることができないと明示している情報や、社会通念上本人に開示をすべきでないもの、開示をすることにより他者の正当な権利利益を侵害したり、あるいは行政の公正又は円滑な運営が阻害されたりするものなど、本人に対してであっても、例外的に非開示とせざるを得ないものがある。

このため、立法者は、条例の制定に際し、制度の趣旨及び個人情報の開示の原則を定めるとともに、なお、例外的に非開示とせざるを得ない情報があると判断し、これを条例第20条第 1項各号において非開示情報として具体的に類型化している。

この例外的な非開示情報については、個人情報開示の原則に照らし、でき

る限り制限的に解すべきであるが、個人情報の開示を請求する権利は、プライバシーの権利の保障の観点から、条例によって具体的に認められたものであることから、開示か非開示かは、条例の条文を解釈して判断すれば足りる。

したがって、審議会における具体的事案の審理に際しては、条例第20条第1項各号に該当するか否かが、条文の文言、趣旨及び目的に照らして判断されるべきものである。

### 3 議事録について

(1) 規程は、第7条において、議事録は会議の概要を記した要点筆記とする旨を定めている。

(2) 議事録作成にあたっての要点の抽出方法等について定めた規定はなく、議事録に何を記載するかは実施機関の裁量に委ねられている。

### 4 本件議事録の特定及び本件議事録以外の保有個人情報の存否

(1) 上記3(2)のとおり、議事録に何を記載するかは実施機関の裁量に委ねられており、また、本件議事録を見分しても、議事録としての真正性を疑わせるような点は特段認められないことから、本件議事録を特定した実施機関の判断が不合理であるとは言えない。

(2) なお、規定上作成することは求められていないが、本件議事録のほかに、請求の趣旨に沿う別の議事録を実施機関が作成することも全く想定されないわけではない。

(3) しかしながら、実施機関に確認したところ、本件議事録のほかに請求の趣旨に沿う議事録は作成されていないとの回答が得られた。

(4) 加えて、異議申立人から、当該議事録が存在していると認めるに足りる主張はなされておらず、また当該議事録の存在を推認させる具体的な事実も認められない。

(5) 以上のことから、本件における実施機関による保有個人情報の特定が妥当でないとは認められない。

(6) 上記のことから、「第1 審議会の結論」のように判断する。

第 6 審議会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成28年 6月 1日	諮問書の受理
6月17日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
7月12日	実施機関の弁明意見書を受理
7月19日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書の提出を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
8月19日	異議申立人の反論意見書を受理
令和 3年 6月25日 (第273回審議会)	調査審議
7月30日 (第274回審議会)	調査審議
8月27日 (第275回審議会)	調査審議
9月24日 (第276回審議会)	調査審議
10月22日 (第277回審議会)	不服申立人の意見を聴取 調査審議
11月26日 (第278回審議会)	調査審議
12月 7日	答申